

# 高年齢者障害者雇用状況報告書 作成マニュアル



最終編集：2024年4月

〒485-0014 愛知県小牧市安田町190  
サポートセンターお問い合わせ E-mail [info@cells.co.jp](mailto:info@cells.co.jp)

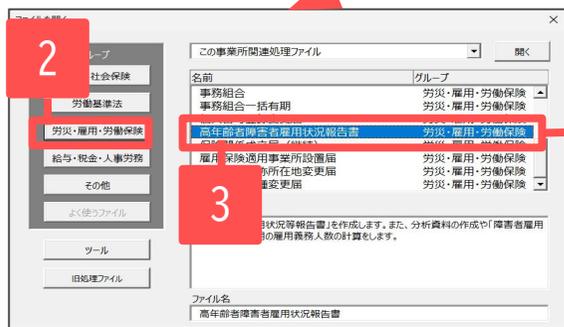
# 目次

1.	作成画面の起動方法	3
2.	高年齢者雇用状況等報告書の作成	4
3.	高年齢者雇用状況等報告書の印刷	5
4.	分析資料	6
5.	障害者雇用状況報告書	7

# 1. 作成画面の起動方法



1. 「全ての処理ファイル」をクリックします。
2. グループで「労災・雇用・労働保険」を選択します。
3. 右のリストから「高年齢者障害者雇用状況報告書」をダブルクリックします。



- 処理ファイル「高年齢者障害者雇用状況報告書」では、「高年齢者雇用状況等報告書」を作成します。「障害者雇用状況報告書」は、『台帳』では作成はできませんが、提出義務があるかを確認することは可能です。『台帳』ではどちらの手続きも電子申請に対応しておりません。

## 2. 高齢者雇用状況等報告書の作成

高年齢者雇用状況報告

終了 印刷 分析資料 障害者 作成 読込

保存データ

様式第2号(第33条関係)

公共職業安定所コード番号

(公共職業安定所で記入すること)

高年齢者雇用状況等報告書

厚生労働大臣 殿

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第33条第1項の規定により、令和 年6月1日現在の状況を下記のとおり報告します。

令和 年 6 月 6 日

事業主	①(ふりがな) 名称(法人の場合) 又は 氏名(個人事業の場合)	カブシキガイシャセルズコウギョウ 株式会社セルズ工業	②(ふりがな) 代表者氏名 (法人の場合)	タカイ ヨシアキ 高井 義明
	③ 住 所 (法人にあっては主たる事業所の所在地)	〒( 484 - 0898 ) 予備の事業所所在地を使用 愛知県小牧市羽黒稲葉北22-3 電話番号 089 ( 989 ) 9899		
	④法人番号			
	⑤産業分類番号	⑥労働組合の有無	⑦雇用保険適用事業所番号	9 9 9 9 9 - 9 9 9 9 9 9 9 9 - 9
定年制の状況	⑧定年	<input type="checkbox"/> イ 定年なし <input type="checkbox"/> ロ 定年あり(定年年齢 歳) <input type="checkbox"/> ハ 改定予定あり令和 年 月より 歳) <input type="checkbox"/> ニ 廃止予定あり令和 年 月に廃止) <input type="checkbox"/> ホ 改定又は廃止を検討中 <input type="checkbox"/> ヘ 改定・廃止予定なし		
	⑨定年の改定予定等			

会社情報データ部分

高年齢者雇用状況等報告書のシートに、  
会社情報に登録してある情報が表示されます。

各項目については、シート上で手入力して作成  
します。

- シート上の入力補助機能
  - ③欄「予備の事業所所在地」：会社情報に登録している所在地を、予備の登録内容に切り替えます。
  - ⑤欄「産業分類表」：産業分類番号の表をPDFファイルで確認します。
  - ⑮欄「常用労働者数集計」：個人情報上の雇保得喪日と生年月日、性別をもとに常用労働者の内訳を自動集計します。
  - ⑰欄「参考データ」：個人情報をもとに直近年の離職者、定年到達者、経過措置適用対象者をリストアップします。
- 人数欄は該当者がいない場合でも、シート上で0(人)と入力してください。
- 「高年齢者雇用状況等報告書」の電子申請には対応しておりません。

# 3. 高齢者雇用状況等報告書の印刷

高年齢者雇用状況報告

終了 印刷 分析資料 障害者 作成 読込

保存データ

様式第2号(第33条関係)

公共職業安定所コード番号

(公共職業安定所で記入する)

高年齢者

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第33条第1項の厚生労働大臣 殿

印刷

印刷する様式にチェックを入れてください

正  副  事業主控

印刷

①(ふりがな) カシノガイシャセルズコウギョウ  
 名称(法人の場合) 又は 株式会社セルズ工業  
 氏名(個人事業の場合)  
 ④ 住 所 〒( 484 - 0898 ) 愛知県小牧市羽黒稲葉北22-3  
 法人にあっては主たる事業所の所在地 電話番号 099 ( 999 ) 9999

高年齢者雇用状況等報告書へのシート入力後、「印刷」から印刷する様式にチェックを入れて「印刷」をクリックします。

様式第2号(第33条関係)

公共職業安定所コード番号

(公共職業安定所で記入する)

高年齢者雇用状況等報告書

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第33条第1項の厚生労働大臣 殿

①(ふりがな) カシノガイシャセルズコウギョウ  
 名称(法人の場合) 又は 株式会社セルズ工業  
 氏名(個人事業の場合)  
 ④ 住 所 〒( 484 - 0898 ) 愛知県小牧市羽黒稲葉北22-3  
 法人にあっては主たる事業所の所在地 電話番号 099 ( 999 ) 9999

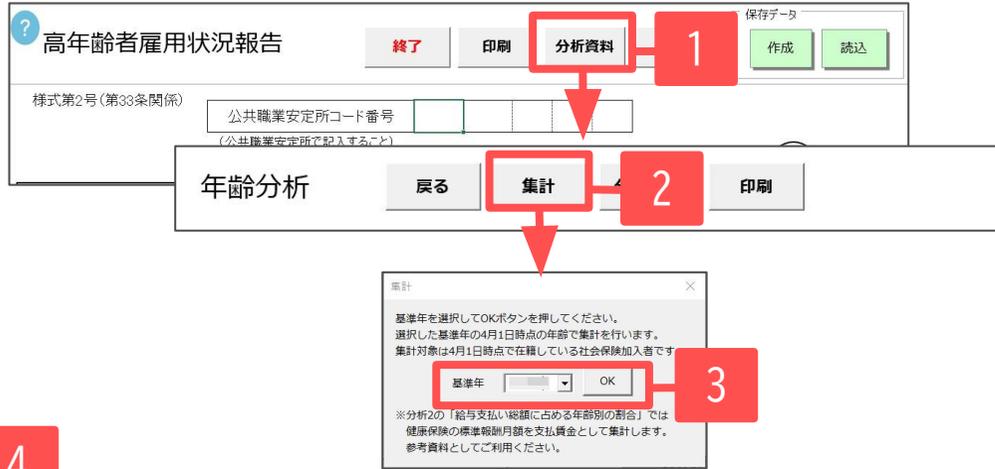
事業の業種(新事業) ①労働 ②雇用 ③労働者  
 ④労働者  
 ⑤労働者  
 ⑥労働者  
 ⑦労働者  
 ⑧労働者  
 ⑨労働者  
 ⑩労働者  
 ⑪労働者  
 ⑫労働者  
 ⑬労働者  
 ⑭労働者  
 ⑮労働者  
 ⑯労働者  
 ⑰労働者  
 ⑱労働者  
 ⑲労働者  
 ⑳労働者  
 ㉑労働者  
 ㉒労働者  
 ㉓労働者  
 ㉔労働者  
 ㉕労働者  
 ㉖労働者  
 ㉗労働者  
 ㉘労働者  
 ㉙労働者  
 ㉚労働者  
 ㉛労働者  
 ㉜労働者  
 ㉝労働者  
 ㉞労働者  
 ㉟労働者  
 ㊱労働者  
 ㊲労働者  
 ㊳労働者  
 ㊴労働者  
 ㊵労働者  
 ㊶労働者  
 ㊷労働者  
 ㊸労働者  
 ㊹労働者  
 ㊺労働者

①(ふりがな) カシノガイシャセルズコウギョウ  
 名称(法人の場合) 又は 株式会社セルズ工業  
 氏名(個人事業の場合)

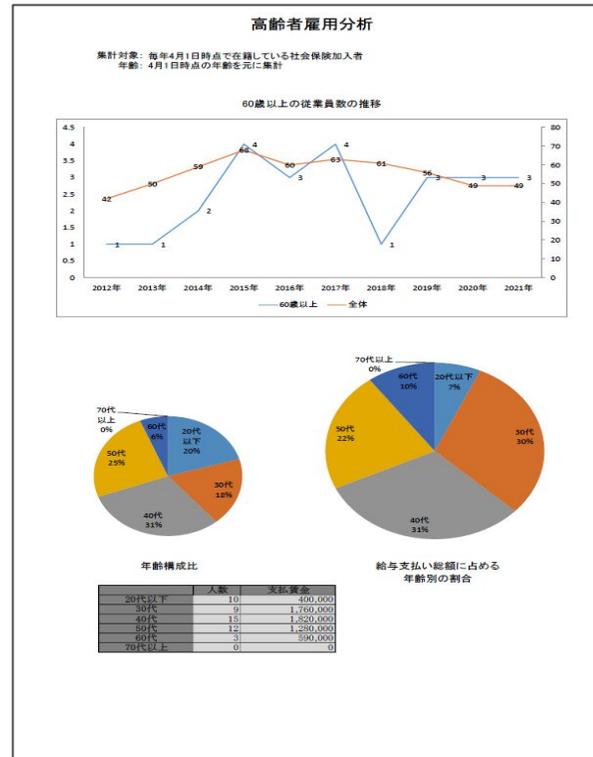
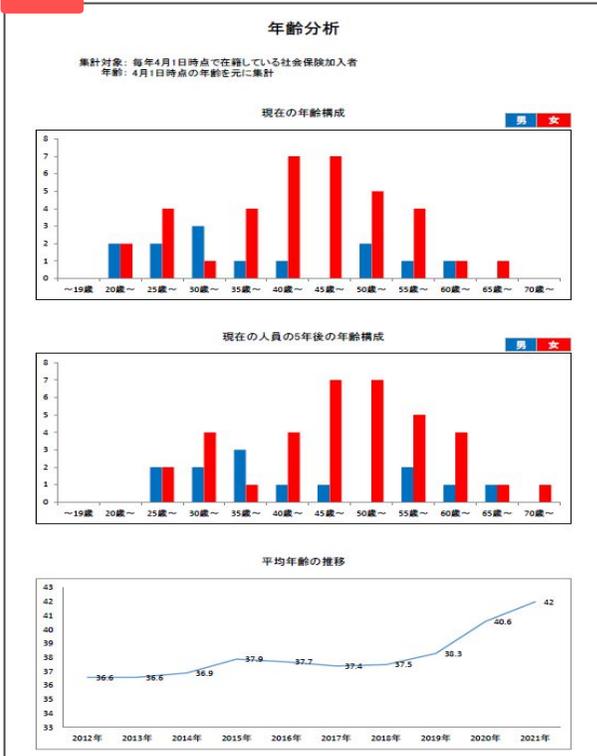
④ 住 所 〒( 484 - 0898 ) 愛知県小牧市羽黒稲葉北22-3  
 法人にあっては主たる事業所の所在地 電話番号 099 ( 999 ) 9999

事業の業種(新事業) ①労働 ②雇用 ③労働者  
 ④労働者  
 ⑤労働者  
 ⑥労働者  
 ⑦労働者  
 ⑧労働者  
 ⑨労働者  
 ⑩労働者  
 ⑪労働者  
 ⑫労働者  
 ⑬労働者  
 ⑭労働者  
 ⑮労働者  
 ⑯労働者  
 ⑰労働者  
 ⑱労働者  
 ⑲労働者  
 ⑳労働者  
 ㉑労働者  
 ㉒労働者  
 ㉓労働者  
 ㉔労働者  
 ㉕労働者  
 ㉖労働者  
 ㉗労働者  
 ㉘労働者  
 ㉙労働者  
 ㉚労働者  
 ㉛労働者  
 ㉜労働者  
 ㉝労働者  
 ㉞労働者  
 ㉟労働者  
 ㊱労働者  
 ㊲労働者  
 ㊳労働者  
 ㊴労働者  
 ㊵労働者  
 ㊶労働者  
 ㊷労働者  
 ㊸労働者  
 ㊹労働者  
 ㊺労働者

# 4. 分析資料



1. 「分析資料」をクリックします。
2. 「集計」をクリックします。
3. 基準年を選択し「OK」をクリックします。
4. 4月1日時点の従業員の年齢層や高齢者の推移を把握する分析資料を作成します。



## 5. 障害者雇用状況報告書

高年齢者雇用状況報告

終了 印刷 分析資料 **障害者** 保存データ 作成 読込

様式第2号(第33条関係)

公共職業安定所コード番号

登録している常用労働者数から、障害者雇用状況報告書の提出義務があるかを確認することができます。

障害者雇用状況報告書

高年齢者雇用状況報告書へ

会社名 カブシキガイシャ セルズ  
株式会社 セルズ

代表者氏名 佐藤 豊

常用労働者数 47

報告書提出 **必要**  
常用労働者が47人の為、障害者雇用状況報告書の提出が必要です。

【雇用義務人数計算】  
障害者雇用義務人数の計算が可能です。  
常用労働者数は個人情報に登録された雇保取得日のデータを基に算出したものとなります。  
短時間労働者や障害者の人数・除外率の考慮はされていませんことをご承知ください。

【電子申請時の注意事項】  
障害者雇用状況報告書の電子申請時に必要となるファイルがあります。  
下記リンク先よりファイルをダウンロードし、データを作成してから電子申請をおこなってください。  
※電子申請方法別利用案内の障害者雇用状況報告書をダウンロードしてください。

計算

ダウンロードサイトへ

【報告書提出の義務】  
事業主は障害者雇用促進法第43条第7項に基づき、毎年6月1日現在における障害者の雇用に関する状況を厚生労働大臣に報告しなくてはなりません。

報告の義務があるのは

- 一般の事業  
企業全体の常用労働者数（除外率により除外すべき労働者を控除した数）が**40.0人以上**
- 独立行政法人等の一定の特殊法人  
法人全体の常用労働者数（除外率により除外すべき労働者を控除した数）が**35.8人以上**の事業主とされ、雇用している障害者数が0人の場合でも報告する必要があります。

【障害者雇用納付金/障害者雇用調整金（報奨金）/特例給付金について】  
障害者雇用制度には、法定障害者雇用率を満たしていない場合に納付する障害者雇用納付金や法定障害者雇用率を達している場合に支給される障害者雇用調整金（報奨金）があります。  
また、特に短い時間であれば働くことができる障害者である労働者を雇用する事業主に対して特例給付金が支給されます。詳しくは独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のHPをご覧ください。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構HPへ

- 常用労働者数は、個人情報に登録している従業員の雇用保険取得日／離職日をもとに集計しています。
- 「障害者雇用状況報告書」は『台帳』から用紙作成・電子申請には対応しておりません。  
必要に応じて「ダウンロードサイトへ」をクリックし、配布用紙の取得や電子申請をおこなってください。